

第 1 2 2 号議案

足立区勤労福祉会館条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和 3 年 1 2 月 1 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区勤労福祉会館条例の一部を改正する条例
足立区勤労福祉会館条例（昭和 5 4 年足立区条例第 3 0 号）の一部を
次のように改正する。

第 2 条の表位置の項中「東京都足立区綾瀬一丁目 3 4 番 7 - 1 0 2 号」
を「東京都足立区綾瀬四丁目 1 0 番 6 号」に改める。

第 4 条を次のように改める。

（施設）

第 4 条 会館には施設として集会室を設ける。

別表を次のように改める。

別表（第 7 条関係）

施設名	午前	午後	夜間	全日
	午前 9 時～午後 零時 3 0 分	午後 1 時～午後 5 時	午後 5 時 3 0 分～午後 9 時 3 0 分	午前 9 時～午後 9 時 3 0 分
集会室 1	3, 300 円	4, 000 円	4, 800 円	1 万 800 円
集会室 2	1, 800 円	2, 200 円	2, 700 円	6, 200 円

付 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

足立区勤労福祉会館の一時移転に伴い、同会館の位置を改めるほか、
規定を整備する必要があるのでこの条例案を提出いたします。